

期日前投票所における投票用紙の二重交付について

1 概要

第51回衆議院議員総選挙の期日前投票所において、投票用紙の二重交付が発生しました。

2 発生日時

令和8年2月6日（金） 午後4時19分頃

3 場所

小豆島町役場本館1階 選挙管理委員会室

4 経緯

1月29日（木）午後1時36分頃、A氏が期日前投票所を訪れ、期日前投票宣誓書を記入のうえ受付に提出したところ、受付担当者が、生年月日で検索をして抽出された、生年月日が同じB氏として受付をしてしまい、投票用紙（小選挙区・比例代表）を交付しました。

2月6日（金）午後4時19分頃、A氏が国民審査の投票をするため再度期日前投票所を訪れたところ、受付では、小選挙区・比例代表とともにまだ投票を行っていない者と認識したため、小選挙区・比例代表・国民審査の3種類の投票用紙を交付し、その全てについて投票が行われました。

その後、2月8日（日）午前9時56分頃、B氏が投票をしようとしたところ、受付が、B氏に1月29日（木）に小選挙区・比例代表が投票済みであることを告げました。

B氏から、事実と異なる旨の申出を受け、期日前投票宣誓書の確認を行ったところ、A氏への二重交付が発覚したものです。

6 再発防止策

受付時の本人確認の際、宣誓書に記載された生年月日で検索をして抽出を行う場合、併せて口頭による氏名の確認も行うよう事務従事者に周知徹底するなど、再発防止に努めてまいります。

7 投票の取扱い

今回A氏が行った投票は、いずれも有効票として取り扱われます。

また、B氏には小選挙区・比例代表・国民審査の3種類の投票用紙を交付し、その全てについて投票を行いました。

8 選挙管理委員会からのお詫び

このたびは、選挙事務の信頼性を損なう事務誤りを起こしてしまい大変申し訳ございません。以後、このようなことのないよう、選挙事務の適正な執行について、改めて事務従事者の指導を徹底し、信頼確保に努めてまいります。